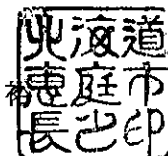


恵庭市告示第36号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定により令和5年度定期予防接種(B類疾病)を実施するので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年3月22日

恵庭市長 原 田



1. 予防接種の種類

高齢者肺炎球菌予防接種

2. 対象者の範囲

恵庭市に住民票を有する者で次のいずれかの者

① 令和5年度に次の各年齢となる者

65歳(昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生の者)

70歳(昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生の者)

75歳(昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生の者)

80歳(昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生の者)

85歳(昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生の者)

90歳(昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生の者)

95歳(昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生の者)

100歳(大正12年4月2日生～大正13年4月1日生の者)

② 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいを持つ障害者手帳1級を有する者

3. 予防接種を行う期日(期間)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4. 予防接種を行う場所等

医療機関での個別接種とする。医療機関一覧は別表1のとおり

5. 接種費用

2,500円

ただし、生活保護受給者は無料

6. 予防接種を受けることが適当でない者

① 明らかな発熱を呈している者(37.5℃以上)

② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

③ このワクチンの成分によりアナフィラキシーを呈したことがある者

④ 過去に免疫不全の診断を受けた者

⑤ その他、医師に予防接種を行うことが不適当な状態と判断された者

7. その他注意事項

- ①この予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありません。したがって、接種を希望する者は、副反応についても理解した上で、自らの意思で接種を希望する場合に限り接種を受けるものとします。
- ②既にこのワクチン（ポリサッカライド）の接種を受けたことがある者は対象外とします。

別表1 個別接種を実施する医療機関（恵庭市内）

医療機関名	所在地
恵庭ふじたクリニック	黄金中央1-4-3
えにわ内科・消化器内科クリニック	柏陽町3-29-10
我汝会えにわ病院	黄金中央2-1-1
恵庭第一病院	福住町1-6-6
恵庭みどりのクリニック	緑町1-5-3
恵庭南病院	住吉町2-4-14
岡田内科小児科医院	恵み野西6-20-1
尾形病院	島松仲町1-4-11
かたおか循環器内科クリニック	黄金中央1-13-5
緩和ケアクリニック・恵庭	白樺町3-22-1
くどう内科循環器内科クリニック	白樺町1-1-2
小池内科外科クリニック	大町3-2-13
島松病院	西島松570
たかはしかえ内科・循環器クリニック	恵み野里美1-1-5
ひまわり皮ふ科形成外科クリニック	栄恵町125
福原医院	島松東町3-1-15
本田記念病院	下島松619-1
恵み野耳鼻咽喉科クリニック	恵み野西2-2-16
恵み野内科循環器クリニック	恵み野北3-1-1
恵み野病院	恵み野西2-3-5
ラ・デューズクリニック	恵み野西5-3-1
恵み野ケアサポート	恵み野西2-3-4
アートライフ恵庭	西島松567-1
恵望会診療所	柏木町429-6

※やむを得ない理由で市外接種を希望される場合は、事前に申請手続きが必要となります。